

資格認定委員会運営細則

2004年12月17日制定

2006年2月2日改定

第1条（目的）

本規程は、資格制度規程第3条第2項の定めにより、資格認定委員会の運営に係る細則を定めることを目的とする。

第2条（資格認定委員会の機能）

1. 資格認定委員会は、次の事項を審議し、執行する。
 - (1) 資格認定委員会の運営に係る事項
 - (2) 資格制度の運用
 - i) 関連規定類の整備
 - ii) 資格認定、更新、取消等の運用
 - (3) 資格に係る認定
 - i) 監査人資格の認定
 - ii) 研修コースの認定
 - iii) トレーニングコースの認定
 - iv) 研修・トレーニング講師の認定
 - v) 研修・トレーニングコース修了試験委員の認定
 - vi) 外部研修機関の認定
 - (4) 初期段階での臨時的措置
 - i) 初年度特例措置の実施
 - ii) スキル部会開発研修・トレーニングコースの認定
 - iii) 講師等制度貢献者の特例認定措置
2. 以下の変更に関して審議し、幹事会に付議する。
 - (1) 定款に係わる事項
 - i) 定款改定が必要となる事項
 - ii) 定款の解釈に係わる事項
 - (2) 年度の事業計画や予算に係わる事項

- i) 当年度の予算執行に係わる事項
 - ii) 次年度以降の事業計画に係わる事項
- (3) その他年度計画外の重要事項

第3条 (委員)

1. 委員は、以下要件のいずれかを満たす人物を理事会にて任命する。
 - i) 協会の運営に責任を持つ
 - ii) 公平中立な制度運営ができる
 - iii) 主任監査人以上の面接審査を実施し、実証された能力を評価できる
 - iv) 学識経験者である
 - v) 外部の有識者、特に情報セキュリティ監査の被監査側の意見を代表できる
 - vi) 制度設計に係った熟知者である
2. 委員の中から互選により委員長を1名、副委員長を若干名選任する。
3. 委員長は、資格認定委員会を代表し、その業務を総理する。
4. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときには本委員会を代表する。

第4条 (資格認定委員会の開催)

資格認定委員会は、次に掲げる場合に開催する。

1. 原則として1~2ヶ月に1回の定期開催
2. 委員長が必要と認めたとき
3. 委員総数の3分の1以上から招集の請求があったとき

第5条 (資格認定委員会の招集)

1. 資格認定委員会は委員長が招集する。
2. 資格認定委員会を招集するときは、会議の日時、場所及び審議事項を記載した書面により、開催の日の3日前までに通知しなければならない。但し、議事が緊急を要する場合は、この限りでない。
3. 前項の通知は、各委員からあらかじめ届け出られた電子メールアドレスに対して、前項の事項を記載した電子メールを送付することにより行うことができる。

第6条 (資格認定委員会の審議)

1. 資格認定委員会における審議事項は、第5条2項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
2. 資格認定委員会の議事は、委員総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

第7条（資格認定委員会の表決権等）

1. 各委員の表決権は、一委員一票とする。
2. やむを得ない理由のため資格認定委員会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電子メールをもって表決し、又は委員の代理人に表決を委任することができる。
3. 前項の規定により表決した委員は、前条及び次条第1項の適用については、資格認定委員会に出席したものとみなす。

第8条（資格認定委員会の議事録）

資格認定委員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。なお、議事録については資格認定委員会委員及び事務局のみを関係者とする「関係者外秘」情報として取扱うとともに、善良なる管理者の注意をもって保管管理し、第三者に譲渡、提供、開示等しないものとする。

1. 日時及び場所
2. 委員総数及び出席者数（書面又は電子メールによる表決者にあつては、その数を付記すること。）
3. 審議事項
4. 議事の経過の概要及び議決の結果

第9条（メールによる資格認定委員会の審議）

1. 次に掲げる場合、資格認定委員会の審議をメールにより行うことができる。
 - i) 緊急を要するもので、委員長が必要と認めたとき。
 - ii) 資格認定委員会にて、メールによる審議を要請されたとき。
2. メールによる資格認定委員会の審議は、以下の手順で行う。
 - i) 審議事項は事務局で纏め、委員長の承認のもと、登録されているメールアドレスに送付する。
 - ii) 委員は、送付日から1週間以内、又はそのメールに記載された期日までに可否を回答する。但し、それまでに回答が無い場合は、承認したものとみなす。
 - iii) 議事結果は、事務局より3日以内にメールにて報告される。但し、次回の資格認定委員会で書面を持って正式に報告されるものとする。
3. メールによる資格認定委員会の議事は、委員総数の過半数を持って決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
4. その他表決権や議事録に関しては、前第7条並びに第8条の定めに準ずるものとする。

第10条（規程の変更）

本規程の改定は資格認定委員会の議決による。

第11条（その他）

本規程に定めのない事項については資格認定委員会において別途定める。

附則 本規程は、2004年12月17日より適用する。

本規程は、2006年2月2日より改定する。